



県テニス協会

問題の核心



「よくする会」と綿密に打ち合わせて作成した冊子です。

2024年4月20日

発行：県テニス協会の健全化を考える県民の会

共同代表 加来宗暁、宝蔵もと子、山口武文

事務局長 野呂正和 090-5939-7179

1.はじめに

コロナがほぼ収まったと思う間もなく、自民党の「裏金問題」が国政を揺るがす疑獄事件となりました。新聞スクープと鹿児島出身の上脇教授の告発に端を発しています。

法律を制定し、権力を有する国会議員が法律を破るという悪事が、国民の耳目に触れることになりました。世の中には、必ず正義と不正義が存在します。それを正すのが民主主義というものでしょう。それぞれの団体は、その構成員によって民主・公開の原則で運営されるのがコンプライアンスです。会員の会費さらには公費投入となるとその責任はさらに重大です。

これらの視点で県テニス協会を展望すると、どうにも説明のつかないこと、その責任の重さをどこまで認識しているのか疑問が露呈しています。ましてや、教育の場で行われていることを勘案すると県民は放置できないということになります。

- ★ テニス協会、国体にも数百万円の県費が投入されている
- ★ 高校樋口杯の場合、鹿児島県教育委員会が後援

県テニス協会の問題の核心は以下になります。

1) 教職員や生徒の旅費・補助員手当を有印私文書偽造して、不払い

大会運営に携わった顧問や生徒の手当を、I 高校委員長が所持している多数の印鑑を押印して、対象者に支出したと偽装していた。

2) 高校委員長がプールして、選手強化費・指導者接待などに流用

某高校の I 顧問（高校委員長）は、勝手にプールしておいて、勝手に強化費やゴルフなどの接待などで使っていた。領収書もない。

3) 値上げした国体準備金の使途不明～流用

2023 年の国体のために、部員の生徒や会員から 500～1,500 円値上げした会費を延べ人数約 1.8 万人に要請しておきながら、使途が明らかになっていない。支出明細や領収書もテニス協会として掌握していない。

4) これら不正行為の隠蔽。行為者・執行部の責任を取っていない

2018 年以来、内部告発を執行部は受けながら、当事者の処分、改善、責任を明らかにしていない。

5) 内部告発者を「解任」、役員への名誉棄損で「除名」は冤罪に当たる

執行部は実態把握を放置して、役員だった内部告発者を処分してきた。

「除名」は役員への名誉棄損という「いわゆる別件逮捕」に他ならない＝冤罪。

県テニス協会の代理人弁護士は、内部事情を口外したら鹿児島地裁に訴えると通告してきた。

2023 年 7 月不正経理が報道されて、「解任」の理由は失せているはず。

2. 不正会計と動きの概要

1) 不正経理の発見

2017年6月頃、当時副理事長だった山下太吉は、I高校委員長が提出した会計報告書を見て、「生徒や顧問の印鑑を使って不正をしている」と直感し、大きなショックを受けたという。

2) 不正経理を隠蔽しながら**内部告発者の処分**

翌2018年4月21日、副理事長の山下太吉は「理事長・副理事長会」に高校不正会計を問題提起したが、2022(令和4)年5月29日協会執行部は、「解決済み」とするばかりか、県高体連への会計報告の有無を聞いたことを理由で2022年5月末に山下を「**解任**」してきた。同年8月5日に山下は本坊会長と中村理事長に面会した際、会長から「しっかり調査する」との回答を得たにもかかわらず、山下に対して11月30日中村理事長名で調査結果の最終報告とし、さらに「適正処理」との宣言をした。

これに対して山下太吉が12月8日に申入れ文書を出すと、不正経理の真相追及どころか、後日、協会役員の名誉を侮辱したとして対処してきた。

2023(令和5)年1月26日、山下はマスコミに訴える文書を協会にも送付、日本テニス協会へ質問状を出すなどして各方面に不正経理の実態を訴えてきた。

3) 不正経理を隠して**書面決議提案**

協会執行部は2023年2月15日、理事長名で協会全理事宛に、不正経理問題は不明にした形で、「山下太吉除名の**書面決議案**」を発出し、回答(61人の役員のうち45票が有効、賛成24、理事長に委任15、反対6)で承認されたとして「**山下太吉の除名**」を、3月10日、坂元代理人弁護士名で山下に通知してきた。そこには；**これ以上公にした場合は法的手段をとる**；という通告もあった。

7月18日に不正経理が新聞で報道されることになると、テニス協会はようやく200万円超の不正行為があったことを認めざるを得なくなった。こうして県テニス協会の不正問題が社会に明らかになった。その後、テニス協会は第三者委員会による調査も表明した。

4) 不正経理調査の**放置**

しかし、テニス協会執行部は高校の部に限らず長らく続いてきた様々な不正経理を根本的に是正しようとの姿勢が見えてこない。「除名」でテニス協会への一員としての山下のアクセスを一切拒絶した一方、「補助員には渡していない」と言明しているI前高校委員長への指導や処分を何ら講じていない。また、不正を眼の前にして、「見て見ぬ振り」をしてきた会計担当の山口副理事長などにも、指導や処分を何ら講じていない。I氏は、現在も担当高校の顧問としても大会運営にも通常どおりのかかわりを続けている。また、テニス協会執行部(会長を含む)の責任も何ら表明していない。

3. 解明を求める「会」の立ち上げ

2022年7月、会計不正を問題視するテニス関係者が中心となって「**県テニス協会をよくする会**」(よくする会)を結成して、対外的に問題とその改善に向けて提起活動を重ねてきている。

また、2024年1月には県民目線で関心を広げ、不正の無いスポーツ界に向けて「**県テニス協会の健全化を考える県民の会**」(県民の会)を立ち上げた。

この間のテニス協会問題を共有した上で、テニス部のある高校長と顧問、さらにテニス協会会長・理事長・代理人弁護士に改善の要請文を郵送してきている。

2月には「**県テニス協会による除名被害者の家族の会**」(家族会)も発足した。

鹿児島県テニス協会の事件とは？

① 高校生補助員手当の**会計不正** (有印私文書偽造)

② 国体準備金の**使途不明**など (有印私文書偽造)

さらに、これら不正を指摘した**役員を除名**

学校では、いろいろな部活動が展開されており、生徒たちは充実した学校生活、自己鍛錬の場、濃密な人間関係などを求めて活動しています。

その教育の場で、あるところが高校テニスの顧問である事務局、そしてテニス協会には、社会に説明のつかない不祥事があることが判明しました。

公金(年間200万円前後)の入ったテニス協会は、教育関係者としての責務からも、その実態を社会に明らかにする必要があります。

そのためには県民の皆様の関心と声です。

1. 会計不正とは？

① 大会などの試合運営は、部員の生徒などの協力なしには開催できません。そこで、これら補助員に、わずかではありますが、手当を措置しています。ところが、ある生徒の「**謝金も交通費も一度ももらったことがない**」という声から、高校事務局所有の印鑑を使って支払ったとの不正が判明しました。

② 国体のためのテニス大会出場費の値上げがありましたが、協会会計を通さず流用(身内だけの強化費、懇親会、接待など)していました。

2. 不正を指摘した役員はどうなった？

2018年、副理事長だった Y さんは、これらの不正経理を協会執行部会で指摘しました。その後、不正を放置したばかりか、協会執行部は郵送による持ち回り理事会で決済し、2023年3月 Y さんを除名(**永久追放**)してきたのです。まさに**冤罪**です。

3. 県テニス協会は、公的スポーツ団体です

この件は、広く県民の問題でもあります。

「**県テニス協会の健全化を考える県民の会**」、
県テニス協会の執行部に責任ある対応を求めます。

鹿児島県テニス協会の健全化を考える県民の会

共同代表 加来宗暁 宝蔵もと子・山口武文
事務局 野呂正和 090-5939-7179

裏面もご覧ください

うにした現金は、右の新聞のしに流用していました。7件もです。のビジネスホテルでの宿泊費がいた。の掲載費は協会費に入っていない。役員(教職員)勤務の虚偽。無断使用と不正支出

く協会

4月、当時副理事長たる Y さんし、2018年4月21日、理事長、題を提起。

長と理事長に面談するなどして、造など会計処理の不正を報告。は不正会計はないとし、真相解明をやっと不正を認めました。

人弁護士は Y さんの行動に対し**行為を繰り返す場合、所に仮処分申立等を実行**と

はどうしてきたか

くする会」(よくする会)発足
発出
る文書を会長・理事長に発出。
ス協会他)に指導依頼。
書を協会にも送付
表
理請文発出
-質問状送付
確と県テニス協会について市民と考える」開催(教職員互助組合会館)
ンボジウムの概要を郵送

7. テニス協会は『第三者委員会で解明』としていますが・・・

解決(除名問題に触れていないなど)にはまだまだ時間がかかります。



皆様のご理解とご協力を！

- ① 「考える会」への加入、集会への参加
- ② チラシ配布や知人への拡散
- ③ 活動支援へのカンパ



4. テニス協会は第三者委員会を設置

2023年11月頃、テニス協会は第三者委員会を設置した。「よくする会」からの推薦人を受け入れることはなかった。

2024年3月19日、ようやく**第三者委員会**（林・末永弁護士、梶税理士）の3人から山下への聴取がなされた。

☆ **第三者といえない第三者委員会の聴取**

「よくする会」会長の山下太吉と平隆二、吉田昭穂、山下千尋で対応した。その際詳細な不正問題に関する調査依頼はもちろん「除名」への対応も問いただしたが、**テニス協会執行部からの第三者委員会への依頼は「除名」問題は含まない**こと。また、緻密な調査には**マンパワーが足りない**と逃げの姿勢の一方で、不正問題はテニス協会の長年の体質なのかを知りたがるなど、本質とずれた対応に対して不信感が深まった。

協会側の「内部調査会」としか言えず、形だけの第三者委員会であり、テニス協会の様々な問題点を社会に明らかにする組織としては信頼に堪えないことが明らかになった。

第三者委員会とは

何らかの問題が起きたときに、当事者以外の外部の有識者によって危機管理体制の再構築を迅速、確実に行うなどの目的で問題を検証をする委員会。

Wikipedia より

それでも「よくする会」は聴取の折に指摘した内容を文書にまとめて、6月にも予想される「報告書」に向けて、さらなる調査事項を第三者委員に手渡している。

5. 不正問題の経過の詳細

- ① **2017**（平成29）年6月、会計報告書を閲覧できる立場になった副理事長の山下太吉は高校会計報告書を見て、虚偽・粉飾の存在を直感、衝撃を受ける。
- ② **2018**（平成30）年4月21日、理事長、副理事長会に高校会計問題を初めて問題提起。
- ③ **2018**（平成30）年5月15日、前会長名で、国体に向けての「適正な会計処理を」の公文が発出される。**資料2**
- ④ **2022**（令和4）年4月16日、会計**仮**監査で「昨秋の九州高校選抜大会の会計報告はどこかになされるべき」と指摘すると、論争となる。
4月17日、会計**本**監査。中村前理事長、「会計報告は、主催者の九州テニス協会になし」。
- ⑤ 5月6日、県高体連理事長に「会計報告が鹿児島県高校体育連盟にされているか」と山下は「大会関係者の一人ですが・・・」と匿名で問い合わせ。
- ⑥ 5月22日、山下は、常任理事会で主管の県テニス協会に昨秋の大会の「会計報告なし」を伝える。
- ⑦ 5月27日、中村前理事長より電話で「会長に了解を得た」とした上で、「**解任**」を通告し

てきた。

- ⑧ 5月28日夕方、前理事長に電話で抗議。山下は「協会に多大な損害を与えているI氏の会計不正の実態を会場入り口前の公道で訴える」と伝えた。すると一転、28日の夜、理事長から「協会の決定事項として明日29日の常任理事会、総会に出席は可能」と報告があった。
- ⑨ 5月29日、しかし出席した総会直前の常任理事会で「解任」となる。・・・**第一幕の引き**
この常任理事会で、協会現執行部(会長を含む)は、「外部機関に出すな」との誓約書に署名を山下に求めた。しかし、山下は「内部で努力するが不可の場合は外部に出すこともある」と答え、「踏み絵」と直感し拒否した。
山下は、直後の総会出席は阻止され、総会での高校不正の問題提起が出来なかった。
- ⑩ 7月5日、会員である山下名で「**県テニス協会の早急な会計健全化を求めます。高校の会計報告には虚偽や多くの疑惑、疑問があります**」文書を、①テニス協会役員 ②国体に向けてエントリー代値上げに協力して下さった方々 ③高校テニス部顧問宛約80通を郵送する。
- ⑪ 8月5日、本坊会長、中村前理事長に会う。「よくする会」として、本坊会長に「公開質問状を協会関係者、保護者、上部団体などに出します」と告げる。それに対して、会長は激怒し「公開質問状は受け取れない、よくする会がそれを出すならば、(机の下から辞表も見せながら)私は辞める」と言明した。
その後、会長の「しっかり調べる」の文言があったので、「よくする会」の山下は「それでは公開質問状は出しません」と表明した。直後に会長からの握手の申し出に呼応して、力強く握手を返した。
- ⑫ 8月8日、県テニス協会の中村和行理事長宛て(会長に必ず伝えることと付記)を提出。
そこには、A；譲ることのできないこと；として、「会計責任者の山口副理事長が調査に当たることを私たちは厳に拒否します。」との調査要求をした。
8月31日までに回答を求める「要望書」を提出。期限までに回答なし。
- ⑬ 10月5日、「**私たちは、ここに改めて責任のある迅速な調査を求めます**」文書を会長、理事長宛て文書発送。回答期限は11月10日。
- ⑭ 10月に入って、会長から理事長に「この後は中村理事長と山下で二人でよく話し合っ解決に向けて進めていくように」の言葉があったとのこと。(その後理事長に会う度に、会長の了解があったか、何度も確認した)
- ⑮ 10月23日、会長、理事長からの「中間報告」届く。
- ⑯ 回答期限の11月10日までに「調査結果」届かず。

「よくする会」の分析

この10月23日の直後から、11月10日までの間に、協会現執行部(会長を含む)の方針転換があったはずである。協会現執行部は、今後は「調査しない」へと舵を切ったことになる。つまり、「**今後は調査しない**」の最終宣言である。

その根拠

昨年10月、会長の指示のもと、中村=山下の間で解決に向けて県民交流センターで何度も会って話し合いを進めていたが、10月末の或る日、山下は「調べるとすぐ判る

はず、会計報告書で調べてほしい」と述べた。

すると中村前理事長から思わぬ言葉が返って来た。「私は監視されていて何も調べる
ことができない」と驚愕発言に出遇ったのです。

「理事長はカヤの外」の発言が協会関係者3人（T 副理事長、I 前高校委員長、高校籍のO
常任理事）の証言が既に明らかになっていますが、そのことと通底します。

⑰ 11月30日、次の部署に文書を発送

（鹿児島県スポーツ協会会長（知事）、日本テニス協会会長、九州テニス協会会長、
鹿児島県テニス協会会長、理事長、常任理事、理事、会員、保護者へ）

「鹿児島県テニス協会の高校会計には夥しい虚偽、不正があり、裏会計もあります。
しかし、県テニス協会内部での調査遂行は、不可能な状況に陥っています。そこで、
上部団体の鹿児島県スポーツ協会、日本テニス協会、九州テニス協会におかれまして
は、鹿児島県テニス協会に迅速で適切な対応を取るようご指導をお願いします。」

⑱ 11月30日、県協会理事長中村和行名で「調査要望事項に対する調査結果」が山下に届く。
「この件に関する回答を最終とします」。・・・**第二幕の引き**

⑲ 12月7日、上部団体と県内高校男女テニス部監督宛て、「よくする会」は次の文書を発送。

「鹿児島県テニス協会の高校会計係には、夥しい虚偽、不正があり、裏会計もありま
す。しかし、県テニス協会内部での調査遂行は不可能な状況に陥っています。
そこで、上部団体の鹿児島県スポーツ協会、日本テニス協会、九州テニス協会にお
かれましては、鹿児島県テニス協会に、迅速で適切な対応を取るようご指導をお願い
します。」

⑳ 12月8日、「よくする会」は、鹿児島県スポーツ協会会長（知事）、日本テニス協会会長、
九州テニス協会会長、鹿児島県テニス協会会長・理事長・副理事長・常任理事・理事・
一般会員・保護者あてに、次の骨子で文書を発した。

- A、協会内部にもある、会計不正・不始末 ～O 事務局長の失態～
- B、常任理事会；会長以下15名が、「外に出すな」誓約書への署名を強要
- C、学校に勤務にも関わらず、I 高校委員長は大会関係者として印鑑無断使
用して2000円支出したことにしていた。

（山下を除名にしたのは）**会計不正を暴いたということではなくて、12月8
日文書で「Yさん、Oさんの名前を書いて、悪い事をしているとか、誹謗・
中傷をして、外に出したから」との説明がなされた。**2023年9月10日

㉑ 12月15日、県テニス協会代理人坂元直人弁護士から封書が届く

「仮に貴殿において、本通知書の送付を受けながら、同種同様の行為を繰り返
される場合、通知人（県テニス協会）は通知人の会則11条に基づき、貴殿に対し

ては除名の措置を取らせて頂きます」の表記あり。

「よくする会」の分析

「話し合いによる解決」の一方、協会現執行部(会長を含む)の「幕引き宣言」、「除名措置への移行宣言」である。協会現執行部は、この後、山下「除名」へと一気に突き進むことになる。

鹿児島県テニス協会代理人の表記は、その最終責任者が会長であることを明確に示している。なお、2023年の6月4日の総会で、この弁護士に支払われた費用は、150,000円であったことも明らかになった。決算報告のとき、山口副理事長は一言も触れなかった。或る理事からの質問に対して回答する始末であった。

この費用は、協会現執行部の人たちが負担して協会会計に返却すべきと考えます。

- ②② **2023 (令和 5) 年** 1月 27 日、鹿児島県テニス協会現執行部 (会長を含む) は、公益財団法人日本テニス協会のコンプライアンス委員会委員長;堤 敏夫氏宛てに理事長中村和行名で「報告書」を提出。

「よくする会」の分析

この文面には、高校などの夥しい会計不正の事実があることは、一切触れられていない。この文面の最後に、次の重要な事項が書いてある。

12月13日、「本坊テニス協会会長の指示のもと弁護士からの手紙を山下太吉氏に送付した」。つまり、その後の山下「除名」は、本坊テニス協会会長の「指示」だったのは明らかです。

- ②③ 2月15日、県テニス協会は、役員各位宛て県テニス協会理事長中村和行名で「書面決議について」を発送。山下にも届く。

令和5年2月15日

鹿児島県テニス協会 役員各位

鹿児島県テニス協会
理事長 中村 和行

書面決議について

拝啓

平素より、当協会の運営に関しましてはご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

早速ですが、令和4年5月29日の定時総会(理事会)にて解任となりました山下太吉氏(当時副理事長)が、現在に至るまで何度も手紙やメールを、日本テニス協会・九州テニス協会・鹿児島県スポーツ協会や新聞社等マスコミ及びテニス関係者その他不特定多数に送付しています。その内容には、当協会及び関係者に対して、「人権侵害である」「詐欺行為にあたる」「夥しい虚偽が判明している」「コンプライアンス規律違反である」等、関係者への信

用失墜・名誉棄損に当たる文書が多数記載されています。

当協会は、これまで山下氏に対して改善策等を回答し、弁護士による「今後同様の行為をした場合には、会員除名とする」旨の手紙を送付して、上記行為を今後慎まれるように通知いたしました。

しかしながら令和5年1月30日に、再度同様の行為があったため、会則に則り会員除名の手続きをとらせていただきます。

つきましては下記のとおり、書面による報告と別紙による証人とさせていただきますので、何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

記

【承認案件】

議案 1. 会員除名について

- 1.同送の、「JTA への報告書」「弁護士手紙」「会則 2 章 11 条（除名）を、ご確認ください。
- 2.お手数ですが、2月27日（月）までに、別紙ハガキの議決権行使状に記入いただき、郵送にて鹿児島県テニス協会事務局へご返送いただきます様、お願い申し上げます。
※必ずご提出いただけます様お願いも申し上げます。

「書面決議について」協会現執行部(会長を含む)が、全理事に対して山下の「除名」賛否を問うたもの。この書面決議には、**山下太吉が高校とジュニアの不正経理を指摘した経緯などは一切記載されていない。**

②4 2月18日、本坊会長に、山下は「再考」のハガキを出した。

県テニス協会会長様

協会は、高校の部の不正を全容解明後、堂々と私への除名の件、問うべきではないですか。今回の問い方は一方的で正常な協会の状態ではないと考えますが如何ですか。

生徒に渡したと見せかけ実際は裏金に廻していたことは立派な詐欺罪です。この4年間でも総延べ生徒数は約800名に上るでしょう。

役員への謝金1000円支給の件、過去3年間の会長杯、或る年の樋口杯だけでも2000円支給の委員長の虚偽報告件数は207個あります。保護者の出したエントリー代で飲食もしているとの情報が「よくする会」に寄せられています。

以上2件だけでも実際何人に及ぶのか、また飲食使用の件、他調査したらすぐ判明するのに指摘して以来約8か月、協会は何も調べていません。

私を除名の件の通知が理事にあったことを本日知りました。「よくする会」の今回の1月末の文書にしても住所のわからない理事は多く送付していません。今まで、よくする会の文書を1回も見ただことのない理事もいます。初めて協会からの通知を見る理事は判断できないでしょう。以上です。

2月18日 よくする会代表 山下太吉

- ②⑤ 3月11日、県テニス協会代理人弁護士坂元直人名3月10日付け「除名決定の通知」が山下に届く。資料8

第三幕の引き

文書の最後には、
 「貴殿は、令和5年3月1日をもちまして、通知人の会員から除名され、会員としての資格を喪失する。
 今後、貴殿は通知人の会員資格を喪失することになりますので、通知人の社会的信用を毀損するような行為は、厳に慎まれますよう最後通告させていただきます。仮に、貴殿が今後も同様の行為を繰り返される場合、鹿児島地方裁判所に 仮処分申立等を実行することになります。」とあった。

- ②⑥ 3月28日 警察署へ相談
 ②⑦ 6月4日の総会で、幾人の理事から、「高校不正問題について」疑義、意見が出される。山口・谷口両副理事長は「一部会計不備があった」で切り抜けようとした。第四幕の引き
 ②⑧ 7月18日、西日本新聞を皮切りに、南日本新聞、読売新聞、NHK、KTS、ヤフーニュースなどが報道。



16版 2023年(令和5年)7月18日 火曜日 西日本

生徒用謝金裏金に転用か

鹿児島 テニス協会で不正会計

鹿児島県テニス協会が、事務を務めた高校教員が、大会運営を手伝った高校生や教員に謝金を支払ったように装い、裏金としてプールしていた疑いのあることが分かった。関係者によると、不適正な会計処理は2021年度まで数年間、続いてきた可能性があるという。協会は、延べ数百人分の上るとみられる支払いの実態や、使途の調査を進めている。

関係者によると、協会では、主催する大会の会場設営などに協力した教員や生徒などに対し、1回当たり500〜数千円の謝金や、会場までの交通費を渡すことになつてきたが、全く支払われなかったり、半額しか渡されていなかったりしたケースが内部調査で判明した。帳簿上は規定通り支払われたように処理されていた。協会が取材に対し「調査中だが、不適切な会計処理があったのは事実。会計担当者複数置きなどとして運営を改善したい」としている。(内田完爾)

鹿児島県テニス協会が、事務を務めた高校教員が、大会運営を手伝った高校生や教員に謝金を支払ったように装い、裏金としてプールしていた疑いのあることが分かった。関係者によると、不適正な会計処理は2021年度まで数年間、続いてきた可能性があるという。協会は、延べ数百人分の上るとみられる支払いの実態や、使途の調査を進めている。

関係者によると、協会では、主催する大会の会場設営などに協力した教員や生徒などに対し、1回当たり500〜数千円の謝金や、会場までの交通費を渡すことになつてきたが、全く支払われなかったり、半額しか渡されていなかったりしたケースが内部調査で判明した。帳簿上は規定通り支払われたように処理されていた。協会が取材に対し「調査中だが、不適切な会計処理があったのは事実。会計担当者複数置きなどとして運営を改善したい」としている。(内田完爾)

2023年7月18日 西日本新聞

「状況は一変」。ここに至ってやっと協会は不正を認める。
 「除名」をしたにも関わらず、今になって「調べる」という始末。

- ②⑨ 8月20日、常任理事会開催。
 ③⑩ 9月10日、臨時総会の開催。「収益相当による裏金作りは事実」を確認。江籠理事長は440万円ほどの不正流用を報告した上で、うち約300万円をI高校委員長の不正として明言したとのこと。さらに、総会の場では「除名」措置に対する疑義も出された。

第五幕の引き

6. 不正経理の実態

1) I 高校委委員長がかかわった会計処理の実態（平成 26～令和 4 年）

平成 26 年サマージュニア約 22 万円、令和 4 年度高校樋口杯 13 万円などなど、合計 600 万円が報償費との報告。しかし実際の報償費の支払いは 160 万円か？。

テニス協会への報償費支出報告には、氏名、所属、金額、合計のあと受領印あり。

出された正式な書類、謝金書類を引いた金額、440 万円の不正流用金（裏金）があった。国体などの強化練習会等 46 万円ほど。県スポーツ協会関係・研修 6 万円近く。高体連大会 76 万円。テニス備品・家電・パソコン・スピーカー・スコアボード 83 万円余、国体契約選手・大学の監督の接待 10 万円近く。それら使途の合計が 250 万円、さらに不正金額（使途不明）が 190 万円余。

執行部は「**完全な不正金額は約 300 万円、I 高校委員長に返還を求める**」という。

2) 国体準備金の重大な使途不明

当初予定されていた 2020 年の鹿児島国体に向けて、高校部員をはじめテニス協会関係者から、エントリー代値上げとして 500 円～1,500 円を増額して集めた。各高校の集金額を受けた I 高校委員長は協会の会計に入れることなく、テニス協会は 2018 年適正会計処理通知して入りにもかかわらず、集金額のほとんどを個人の判断で使用していた。しかも領収書なしでの執行をしていた。国体成功のために、県外視察、審判講習、模擬大会など巨額を要する事業にも関わらず、である。

県テニス協会員の献身的な出費を踏みにじる行為である。2022 年 7 月頃、山下の指摘で徐々に明らかになった。執行部の責任も I 高校委員長の責任も未だ明らかにしていない。

県民の会の所見 1

1) 「除名」の根拠を、「誹謗中傷」で処分しているのは、検察の「**別件逮捕**」と同じこと。

不正会計を内部告発した山下太吉さんに対して、不正経理を改善しないにおいて「解任」、「全国のテニス関係者に O 事務局長の不名誉を流した」として「除名」とした。マスコミ報道されることになり執行部は不正会計を認めた。だから処分の根拠が失せたことになる。

つまり山下太吉の「除名処分」撤回と名誉回復が、テニス協会の社会的責任となる。「県民の会」は、この趣旨で会長・理事長、代理人弁護士に要請文を送付した。**資料 9**

2) そもそも、常任理事会などで決定しない限り、裏金としてプールし高校テニス振興のために指導者招聘、懇親会などに流用したことは認めることにしてはならない。

テニス協会の組織運営は、総会の決議を踏まえて役員会や理事会で運用しなければならない。これらの手続きが一切ない会計処理はすべてが不正ということになる。

I 高校委員長が手元にある印鑑を不正に押し（有印私文書偽造）、表面上は正規の会計報告となっていた。テニス協会内の会計報告と監査を経てきたために長年の不正を暴くことができなかつた訳で、法人格を獲得していなくても、会員の会費や公金が投入されている限り、公的団体にはあってはならないことである。執行部の責任は重大で、許されることではない。

県民の会の所見 2

- 1) 補助員手当の不払いの生徒には、遡って支払わなければテニス協会の責務を果たしたことはない。問題の解決を待つまでもなく、テニス協会執行部は支払いの方策をいち早く取り組まなければ、「子どもの権利条約」違反になる。
- 2) 国体準備金は相当な額にのぼる。その極く一部だけを協会の会計に入れていたのだから、執行部が把握できなかつたと言い逃れは通用しない。さらには、協会執行部は、少なくとも 400 万円の基金を取り崩し、国体成功のために流用したのだから、なおさらである。I 高校委委員長のずさんぶりは言語に尽くしがたい、問題となった自民党の裏金疑獄に通じるものがある。テニス協会は、自民党と違って、すべての膿を出し切らないと、社会的に信用に値する団体にはほど遠い。

県民の会の所見 3

- 1) 2023 年 9 月 10 日、県テニス協会は「臨時総会」を開催している。本坊会長の呼びかけでの開催だが、参加対象は 69 人であり、実質理事会なのかもしれない。7 月 18 日の新聞報道を受けて行われた 8 月 20 日の常任理事会の報告だったようだ。その内容は、不正経理の詳細、除名問題についても突っ込んだやり取りがなされた模様である。
- 2) 公金が入っているテニス協会としては、社会的責任を果たす意味でも、この説明・議事内容を公表すべきだ。
真相解明の重要な内容を含んでいるので、世間でいう「第三者委員会」なら、議事録を公開することなしには、その責任を果たすことにはならない。

7. 第三者委員会の聴取

1) 聴取の設定

3 / 8 山下太吉に、第三者委員会（梶税理士）からの聴取の打診。
不正について聴き取りを19日に設定できないかと要望
山下太吉は複数で会うことを前提に即答を保留した。

3 / 19 14:50～15:40 「事前対策連絡会」 県教育会館
参加者；山下太吉、平隆二、吉田昭穂、山下千尋

16:00～18:00 「第三者委員会からの聴き取り」 鹿児島中央法律事務所4F
参加者；「よくする会」・・・同上
第三者委員会・・・(林弁護士、末永弁護士、梶税理士)
(約100分は、「よくする会」からの具体的提起文書を巡っての意見交換。
山下への聴き取りは、実質、約20分)

2) 「よくする会」の基本的対応と第三者委員の回答

① 鹿児島県テニス協会の、会計健全化を目指す。

② 第三者委員会には中立の立場で厳正な調査を求める。

回答・・・『いや、独自の立場。高校不正の事実、背景、全容を調べる。除名問題は、依頼を受けていないし、しない。そちらで裁判などして下さい。』

③ 第三者委員会の中間報告があるのか。除名問題の扱いは？

回答・・・『5月末、6月当初の定期総会までには「報告書」を挙げる。記者会見なし。基本的には協会執行部に回答。総会の場などで説明が欲しいということならば、その説明に行く。』・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **第六幕の引きか？**

『この不正と、除名問題がつながりがあるなら言及するかもしれないが、除名の責任を追及する機関ではないので、当事者間で決着をつけるべきと考える。』

④ これら不正が協会の慣行だったのかを第三者委員会が問う。

回答・・・『I先生本人が突然不正したのか？言葉は悪いが、体質があつてIさんも同じようにしたのか、そこら辺りを調べる。特に民間団体の場合はそうなる。大手企業の不祥事などと違う。世間で言われる第三者委員会とは違う。人的、費用に制限がある。』

吉田・・・背景、除名について調べるべきでは。誰が見てもおかしいのでは。第三者委員会は、除名の是非まで踏み込むのかと思っていた。

林弁護士・・・「除名問題は、裁判所で判断を。私たちが委任されたのは、高校会計不正問題、深堀りせず、関連問題は総会なりで。報告書を受けて団体で総会などで検討すべきでは。必要な範囲内での提言はする。調査の範囲内での提言はする。必要の範囲内での事実認定。

団体関係の値上げ分の延べ人数とかは私たちにとっては重要ではない。あつた、無かつたことが重要。体質があつたか、無かつたかが重要です。延べ人数等調査には、費用とか、時間の制限、費用対効果で不可能。

第三者委員会は、責任を追及する場ではなく。どちらかに肩入れする機関ではない。個人の権利救済、名誉回復をするところではない。』

3) 第三者委員への調査依頼項目

1) 執行部へ「よくする会」の具体的調査要求の14項目について

- ① 2018年度以降**国体に向けた値上分**(高校、ジュニア保護者は500円、一般は1500円?)の年度別、延べ人数、総額
- ② **高校部門、2018年度から6年間の有印生徒補助員不払いの延べ人数**
①,②の回答・・・『調べません。時間とマンパワーがない。』
『(高体連主催大会については) 難しい。協会外の案件である。』
- ③ 高校部門、I前高校委員長就任年度～2017年度までの4年間の不正事項
- ④ 不正経理に関して、「私的流用」の有無の明確化
- ⑤ 協会執行部の「不正はなかった」とする宣言を翻し、調査に至った経緯と責任
- ⑥ 生徒補助員への返金、会計処理など
- ⑦ 弁護士費用の負担について
- ⑧ 「令和4年11月30日、疑義に関する回答・改善文書を県テニス協会から山下氏に送付した」について
- ⑨ 「令和4年12月13日、本坊県テニス協会会長の指示のもと弁護士から手紙を山下太吉氏に送付した」について
- ⑩ 書面決議の実施について提案と議決方法
- ⑪ 不正を多数に知らしめたとしての、協会弁護士の仮処分の申立の正当性
- ⑫ 代理人弁護士坂元直人名による山下への除名通告について
- ⑬ 不正経理を棚に上げて、代表山下を一方向的に除名した正当性について
- ⑭ 高校籍の協会の役員たちは勤務に関わる問題や、旅費支給問題などで他の人や自分の印鑑が夥しく無断使用されていたことは知っていた筈である。

③～⑭の言及や回答はなし

2) 協会執行部の対応方針(解任、調査拒否、除名など)を、第三者委員会としてどう確認したか

3) 不正発覚後、隠蔽し続けた経緯と協会執行部(会長を含む)の責任について

4) 協会執行部と理事会の責任の明確化と公表

4) 他の不正への厳正な調査依頼項目

1) 2021(令和3)年九州高校選抜大会(公費が投入)での会計不正の事実と重大な疑惑報告義務がある県高体連に会計報告がされていない。

(「県高体連に会計報告があるか」と聞いたことがいけないとの理由で2022年5月末に山下は解任された)

会計報告は、大会副委員長、兵藤直樹氏には報告されている。しかし、大会委員長、中村和行氏（当時、鹿児島県テニス協会理事長）には、一切報告されていない。コンプライアンス、ガバナンスが完全に崩壊している。末吉成人氏（当時、高体連テニス専門部長、学校長）にも報告されていない。

2) 2021(令和3)年6月6日定時総会において、県テニス協会主催の高校樋口杯の会計報告収入の欄に広告料の掲載なし。他に「不正」がないか調べるべき

回答・・・『I氏は高校側への強化費として支給されたと言っている、そのことの是非については、第三者委員会の範疇を越える。』
『高体連主催大会については調べません。協会外の案件です。』

資料

大会を実施する際、数校の生徒に補助員をお願いする。その生徒補助員に謝金と交通費を渡したと見せかけて、実際は渡していなかったことが判明しています。このことは、或る生徒が「謝金と交通費は、3年間で一度も貰ったことがない」との証言から発覚したのです。

令和3年2月6日～9日高校樋口杯（県教委後援）の補助員関係の実資料。

補助員供出高校	武岡台高	35人	鹿純心高	9人	鹿屋農高	10人	鶴丸高	26人	鳳凰高	12人
謝金・交通費支給	武岡台高	28,000円	鹿純心高	7,200円	鹿屋農高	15,000円	鶴丸高	39,000円	鳳凰高	18,000円
							計	107,200円		

5) 「除名」処分問題

2023年9月10日の臨時理事会での、ある理事からの「なぜ山下を除名にしたのか取り消すべきではないか」に対して、江籠理事長は、およそ次のように回答したとのことである。

「会計不正を暴いたと言うことではなくて、山口副理事長や、〇事務局長の名前を書いて、誹謗・中傷をして外に出したから」と。

- ① 山下「除名処分」の根拠の明確化（根拠の確認）
- ② 「除名処分」の根拠は現在も存在するのか
- ③ 「外部に漏らした」とは具体的に何を指すのか、この確認と「協会の理由の正当性について」
- ④ 山下の指摘を、隠し続け放置し除名処分にした執行部の責任の所在について
- ⑤ 協会の、「よくする会」代表山下への除名処分と加害責任について、名誉回復の方策、冤罪への謝罪と責任の所在、弁償などについて。
- ⑥ 坂元弁護士の「通告」は今も有効か。裁判所への提訴をするのか。

6) 山口副理事長（会計担当）について

判明しているだけでも17年間（調べるとまだ長期間？、調べる事）「見て見ぬ振り」をして来た。今回の「会計不正」の解決に執行部会（理事長、副理事長3名）で取り組もう、と

の山下の提案に「**高校との関係がまずくなる**」との理由で強く反対していた。

なお、山口副理事長は、昨年6月の総会では、この夥しい不正に対して「一部確かに不備」等の回答で済まそうとした。

7) O 事務局長の不祥事について

「よくする会」の再三再四に渡る厳正な調査要求に対して、協会側は、2022年11月30日文書で「**この件に関する回答を最終とします**」と、協会の会計問題について幕引きを伝えてきた。しかし事務局長については（疑惑ではなく）不正の事実、ガバナンス違反などを既に把握していたので、問題に挙げざるを得ず、2022年12月8日文書では、その事実などの一部と名前を出したのです。県テニス協会関係者、上部団体（日本テニス協会、九州テニス協会、県スポーツ協会）に出したのです。11月30日の前までは、O事務局長の問題は協会内部で解決しようとしていた。

不祥事①・・・令和3年4月17日、本監査時、「国体用シャツ販売代金 50,500 円」の未計上の発覚。令和4年の総会では雑収入とし、何事もなかったように報告されている。誰も気づかず。

不祥事②・・・大会終了後の残ニューボール（1缶 1000 円、多い時は 20 缶、少ないときは 2、3 缶）の用途について、執行部への報告なし。一般の部は年に 10 大会、7 年間で約 70 大会、一度も報告なし。

不祥事③・・・ジュニア問題で 2022 年 5 月 10 日、ある人が「自分の印鑑が無断で何回使用されているか確認したい」に対して「**会計簿は見せられない**」と独断で答えている。極めて重要な問題は緊急に執行部会（理事長、副理事長）に諮り、そしてその結果を返答するべきである。

不祥事④・・・A 選手（現在、大隅半島在住）が令和 3 年 11 月 23 日実業団テニス大会の時、セットボール一箱を購入、代金 3,000 円を事務局長に渡した。しかしその代金はその年度の会計報告に記載されていない。2022 年 11 月 17 日に判明（よくする会の独自調査に拠る。）他にも事例がないか、厳正な調査を求めます。

不祥事⑤・・・絶対に外に出してはならない会議の秘密情報を事務局長は部外者にその録音を漏らしている。中村前理事長から「それは人権問題だよ」の注意を受けている。

不祥事⑥・・・会計責任者副理事長、理事長から承認を得ることなく残業代を取得していた。

県民の会の所見

1) 2022 年 5 月の、記 2 名に対する指摘が、誹謗中傷として「**除名**」の根拠とした。どこに誹謗中傷となる要素があるのか理解できない。明らかな不正経理の実態がある。不正指摘を誹謗中傷と言うのか、全く理解できない。「**別件逮捕**」と重なって見える。

8) 「よくする会」とのやり取りのポイント

1) 第三者委員会の位置づけ(役割り)

- ① I 前高校委員長、会計責任者の山口副理事長、O 事務局長、中村前理事長、それぞれに聞かれたのですか。

回答・・・第三者委員会は、あくまでも、世間に公表するための機関では無い。内部調査だけでは信用されないの、外部の第三者委員会で調べるということでは。報告書を見せなさいということ等については、難しい。それを受けてどうするかは、構成員で解決するという事。

- ② 県費が入っている公的団体の観点から、第三者委員会の考えを示すべき。問題は、協会内では済まされず。最終報告はマスコミが注目している。日大の問題等、第三者委員会は提言を出している。提言に私たちは期待している。

回答・・・「あくまでも、私たちは、高校会計不正について調べる。報告をどう活用するかは、協会内部の問題、出来る範囲内で提言。テニス協会、よくする会に対する提言ではなし、私たちが良いと思った提言をする。あとは、協会内で」。

- ③ 第三者委員会は、この不正が恒常的に行われてきたことではないのかと聞いてきた。

第三者委・・・I 先生が、初めて、こういう不正をしたのか？ 他にもあったのか、知らないか？ そういうところを知りたい。提言をするのに非常に関心がある。そのあたりを知っていることはないかと本日来てもらった。I 先生が自分で作り出したのか？どうか、それとも延々と続いてきていたのか？ 高校スポーツの体質的問題点？そこら辺りが知りたい。これを個人の問題に片づけられるか、協会の体質の問題か。テニス協会を変えていくための提言を考えている。

第三者委・・・大昔からあったら I 先生個人の問題ではない。補助員に払われていない。印鑑が使用されている。しかし、それは、ある日突然起こったのではないのではないか？と思われる。そこら辺りをご存じないか山下さんをお呼びした。

I 先生は、言い逃れをするためでなく、我々が知りたいのは、正にそういう部分。

- ④ 不正会計処理の物証について

山下太吉・・・272 件も物証を出している。私たちは弁護士に相談して、物証を出している、警察にも出している。協会への証拠も出している。日本テニス協会がこの問題について、県テニス協会に対して、出している客観的証拠がある。それをきちんと調べるべき。

第三者委・・・我々が見ていないものもあり、調べたい。高校会計不正問題に必要と思われる範囲内であれば調査する。物的証拠があれば提出を、参考にする。山下さんがまとめたものは現物ではない。根拠があつてはじめて、このまとめは、なるほどとなる。

山下太吉・・・資料があつたら、提出していいか？

第三者委・・・いいです。自分の言い分を通したのは、証拠とならないことがある。〇〇〇〇年〇月〇日の〇〇を調べてほしいと我々に言ってほしい。

関係資料集

資料1・・・県テニス協会の構成

- 歴史** 1948年創立 予算規模 約1,500万円 毎年の登録会員 約1500名
県テニス協会には、県から約100万円から200万円の補助金が交付され、国体関係でも毎年多くの強化費などが交付されています。
- 会計** ジュニア部門・高校部門・一般部門 の3部門
年度末にそれぞれ会計収支を提出
- 役員** 本坊輝雄会長（南さつま市長、県スポーツ協会副会長（会長は知事）、県市長会会長）
副会長（3名） 理事長 副理事長（3名） 常任理事（約10名） 理事（約40名）
- 顧問** 県議会議員3名 伊藤 浩樹、柴立 鉄平、（米丸麻希子）
- 大会** 高校部門のテニス協会主催大会は次の3大会
8月、サマージュニア大会（夏休み中）
1月、会長杯（冬休み中、正月明け）
2月、高校樋口杯

資料2・・・県テニス協会の適正な会計処理指導文書

各種別・委員長、会計担当者会 様

2018（平成30）年5月15日
鹿児島県テニス協会会長 稲葉直寿

「会計担当者会」 開催のお知らせ

益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。かねてより、鹿児島県テニス協会の発展のために、ご支援ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当協会の財政状況についてはここ数年逼迫していることはご存じのことと思います。2020（平成32）年の本県での国体に向けて、平成29年度から高校、そして、今年度から一般、ジュニアのエントリー代の大幅値上げが実施されましたことは記憶に新しいところです。

このような状況下「協会自身、無駄な支出はないか」「適正な会計処理が行われているか」などが問われています。

そこで、急遽、標記の会を下記要領で開催することになりました。

お忙しい折りとは存じますが、趣旨を御理解していただき御出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

日時 場所 2018（平成30）年6月24日（日）午後5時～ 鹿児島県テニス協会事務局
出席対象者 各部門委員長 会計担当者
内容 2018（平成30）年度会計執行に当たっての相互確認

2018（平成30）年5月15日

さらなる会計の適正・執行のお願い

鹿児島県テニス協会会長 稲葉直寿

期日 場所 6月24日（日）午後5時から 鹿児島県テニス協会事務局
 出席者 （一般 高校 ジュニア）委員長・会計担当者とテニス協会関係者
 開催理由 ここ数年の協会の財政逼迫
 国体開催に向けてエントリー代の大幅値上げ 適正な会計処理
 目的 2018（平成30）年度・さらなる会計の適正化・執行に当たっての相互確認
 具体的方策

- ① 大会後、基本的に（2ヶ月）以内に会計報告をしてください。
最終は、3月31日までに報告をお願いします。
 - ② 少なくとも2人以上態勢での会計事務の分担・担当をお願いします。
 - ③ 報告の際、大会冊子（冊子が無い場合はドロー）と、結果を添付してください。
 - ④ 報償費についての相互確認 **（業務を実際に担当した人に支給してください）**
統一基準 1日2000円 半日1000円 弁当代600円
 - ⑤ NEWボールの購入・取り扱い、セットボールの販売、管理については適正に処理してください。
- その他

資料3・・・大会役員（顧問）への報償費の有印書偽造資料

A 令和3年樋口杯（テニス協主催）大会4日目の「役員謝金」。（県立鴨池庭球場）

令和3年2月9日（火） 謝金2,000円支給 15名分 すべて有印による虚偽

川薩清修館	2,000円	A押印	鹿児島純心	2,000円	B押印
鹿屋農	2,000円	C押印	ラ・サール	2,000円	E押印
武岡台	2,000円	D押印	薩南工	2,000円	J押印
鹿商	2,000円	G押印	鶴丸	2,000円	S押印
鶴丸	2,000円	T押印	曾於	2,000円	O押印
出水商	2,000円	Q押印	伊集院	2,000円	P押印
樟南	2,000円	N押印	鳳凰	2,000円	R押印
鳳凰	2,000円	U押印			

B 会長杯（例年、正月実施）競技役員（教職員）についての虚偽支出

大会不参加高校の監督が鴨池コートで役員業務をしていたことになっている。

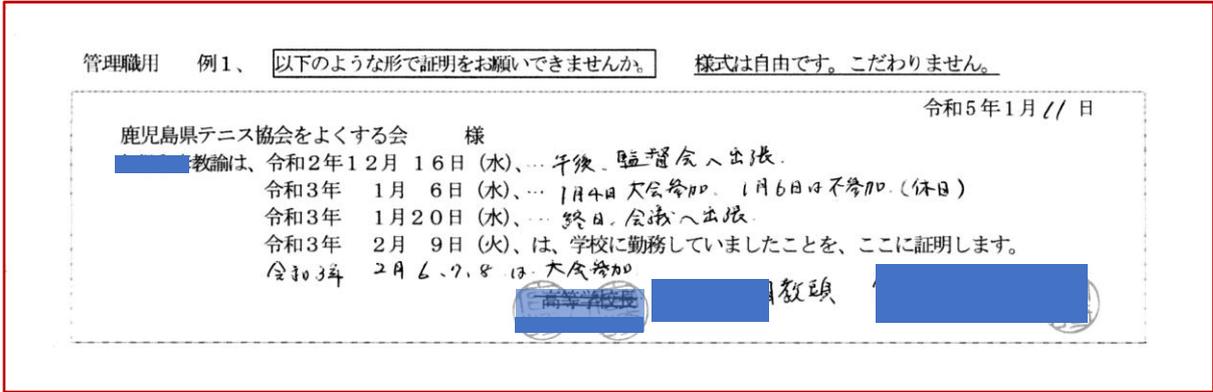
令和3年1月4日（月）～6日（水）

X高校 ○○顧問

会計報告では、3日間鴨池コートにいて、役員謝金2,000円×3日=6,000円受領したことになる。本人の受領印がある。

Y高校 ○○顧問

大会に不参加。会計報告では、1月6日、県立鴨池コートにいて役員謝金2,000円×1日=2,000円受領したことになる。本人の受領印がある。
この監督は、当該高校管理職の聴き取りに「謝金は受け取っていない。押印していない」と証言している。



C 他会長杯大会での多額の報償費の虚偽支出

或る高校の、競技役員ではない人に多額の報償費が支給されている。
 平成31年1月4日(金)5日(土)6日(日)の3日間、競技役員ではない高校の人に6,000円×3日=18,000円が支給されている。本人の受領印がある。
 (注、県テニス協会では、一日の報償費は原則2,000円)
 令和3年1月4日(月)5日(火)6日(水)の3日間、競技役員ではない別高校の人に5,000円×3日=15,000円が支給されている。本人の受領印がある。この高校は男女とも生徒は一人もこの大会に出場していない。

D 他大会での報償費の虚偽支出の多数の資料を「よくする会」は所持している。

資料4 . . . 大会補助員(部員生徒)への報償費の有印書偽造資料

番号	学校名	延べ人数	謝金	交通費	合計	受領印
1	武岡台高校	35	17,500	10,500	28,000	○
2	鹿児島純心高校	9	4,500	2,700	7,200	○
3	鹿屋農業高校	10	5,000	10,000	15,000	○
4	鶴丸高校	26	13,000	26,000	39,000	○
5	鳳凰高校	12	6,000	12,000	18,000	○
	合計	92	46,000	61,200	107,200	

備考 男子補助員は、知覧テニスの森までの自己負担額が大きい。交通費の片道分の半(1,600)を負担した。日当を4,800円とすることで経費削減を実施した。鳳凰高校の交通費に関しては、感染症対策補助員として3年生が宿泊をしながら補助員として手伝いをした者に対する補助である。感染症対策に多くの補助員を動員する結果となった。

補助員謝金額収内容

番号	高校	延べ人数	謝金	交通費	合計	受領印
1	武岡台	35	17,500	10,500	28,000	顧問印
2	鹿純心	9	4,500	2,700	7,200	顧問印
3	鹿屋農	10	5,000	10,000	15,000	顧問印
4	鶴丸	26	13,000	26,000	39,000	顧問印
5	鳳凰	12	6,000	12,000	18,000	顧問印
	合計	92	46,000	61,200	107,200	



内訳	番号	学校名	会場	1日目	2日目	3日目	4日目
	1	武岡台高校	鴨池	10	10	10	3
	2	鹿児島純心高校	鴨池	2	2	0	5
	3	鳳凰高校	鴨池	3	3	3	3
	4	鹿屋農業高校	知覧・鴨池	5	5	0	0
	5	鶴丸高校	知覧・鴨池	8	8	5	5
				28	28	18	18
			会場	ボール係	受付係 結果係	データ管理 結果入力	感染症 対策
		補助員の振り分け	知覧(2日間)	2~3程度	4~5程度	4~5程度	4~5程度
		補助員の振り分け	鴨池(4日間)	2~3程度	4~5程度	4~5程度	4~5程度

資料5・・・補助員「報償費」の未払いの証言（保護者）

証拠 「補助員謝金について」 「貰ったことがない」という或る生徒の証言

県内有力高校の或る生徒が（3年間、テニス協会主催の大会で補助員を務めてきた）が「（謝金と交通費について）3年間で一度も貰ったことがない」と証言している。5月28日、保護者が、本人に尋ねたときの言葉である。

次は、或る生徒、の保護者の 文面である。

令和4年12月27日

鹿児島県テニス協会をよくする会 様

令和4年5月28日午後2時頃、私が尋ねたとき、子どもは「（謝金と交通費について）3年間で一度も貰ったことがない」と答えました。

住所 氏名

鹿児島市 [redacted] -1-3/ [redacted] [redacted]

資料6・・・高校「樋口杯」の広告費関連の報告

令和4年10月23日

鹿児島県テニス協会をよくする会
代表 山下太吉 様

鹿児島県テニス協会
会長 本坊 輝雄
理事長 中村 和行

ご依頼の件につき、次のとおりご報告いたします。

まず、過去数回にわたり、調査依頼を受け、返答する旨を伝えていましたが大幅に遅れましたことをお詫びいたします。このたびの調査結果のご報告を致します。宜しくお願いします。

事実確認 聞き取り調査においての事実として

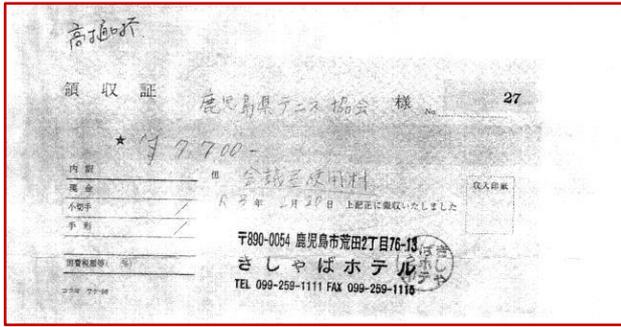
①広告費
高校樋口杯プログラム広告は、5万円あったが報告書に計上されてなかった。

②会議費
騎射場ビジネスホテル領収書は、会議打合せはしたが会議室使用料領収書ではなく宿泊費領収書であった。

③謝金
大会役員出席謝金については、半額支払い・半額はプール金としていた。
また、受領してない人の分もプール金としていた事案があった。

④補助員謝金
補助員謝金について、全て支払わず大会使用済みボールなどを渡して、プール金とした。

以上



資料7 . . . 調査要請に対する最後通告

山下太吉様

令和4年11月30日
鹿児島県テニス協会
理事長 中村 和行

調査要望事項に対する調査結果について

表記について、以下の通り報告いたします。

- ① 高校樋口杯のプログラム掲載の「鹿児島官公学生服株式会社」の広告の件
(回答) 官公学生服株式会社の広告については、毎年県高体連に対して強化費として戴いており、御礼の意味で高校樋口杯のプログラムに掲載しております。
- ② 「Kビジネスホテル」には会議室はありません。・・・の件について
(回答) 「Kビジネスホテル」は、大会準備会、反省会等で使用していました。但し、領収書の使用目的の記載は会議室としていましたが、実際は遠方の市外居住の役員がその後宿泊していました。今後は実態に則した支出をおこない適正に処理して行きます。
- ③ 会長杯最終日の競技役員（教職員）の実在の件について
(回答) 貴殿もご承知のことと思いますが生徒引率での出張等教職員の勤務実態については、各自が責任をもって行動されていることと考えます。当協会が関与できないことをご理解下さい。
- ④ 高校関係すべての大会の、補助員（生徒）への（謝金と交通費）支給の有無について
(回答) 補助員への交通費等については、全額を支払わずに大会使用ボールなどを渡していました。その差額金額については高体連の運営資金として使用していました。なお、令和3年度の補助員への支出については一切支出しておりませんが、今後は、実態に則した支出を行い適正に処理して行きます。
- ⑤ 昨秋の全国選抜高校テニス九州地区大会の件について
(回答) 以前も申し上げましたが、当協会は主管ではありますが運営、会計については大会実行委員会へ委ねておりますので、これ以上はお答えできません。

今後については、鹿児島県テニス協会主催高校3大会の責任者を変更及び会計担当者を、複数人とし改善運営して行きます。

以上、この件に関しての回答を最終とします。

令和5年3月10日

〒899-5652
始良市平松90番
山下太吉殿

3月11日 昼受領

〒892-0822
鹿児島市泉町2番3号そうしん本店ビル3階
坂元・黒沢法律事務所
TEL 099-219-1212
FAX 099-219-1213
鹿児島県テニス協会代理人
弁護士 坂元直
(担当事務：大竹)

冠省、

鹿児島県テニス協会（以下、通知人とします）の代理人として、貴殿に対しまして、令和4年12月14日付通知書に引き続きまして、以下の通りご連絡差し上げます。

当職の令和4年12月14日付通知書におきましては、上記のような行為を今後は厳に慎まれること、貴殿が同様の行為を今後も繰り返すようであれば、通知人の会則第11条に基づき、貴殿に対して除名の措置を取らせて頂く旨を予め通知しておりました。

ところが、貴殿は、当職が鹿児島県テニス協会の代理人として、令和4年12月14日付通知書を送付したにも拘わらず、その後も通知人の社会的信用を毀損するに足りる文書を関係各所に送付をされておられます。

貴殿の上記の所為を踏まえ、通知人において貴殿の除名を議題とする書面決議による理事会を開催しましたところ、総理事数61名のうち、45名が書面決議に応じられました。

そして、45名のうち、貴殿について除名の措置を講じる点については、39名が賛成、6名が反対という書面決議が正式に成立した次第です。

上記の次第で、貴殿は、令和5年3月1日付をもちまして、通知人の会員から除名され、会員としての資格を喪失することになりましたので、本通知書もちまして、ご連絡をさせていただきます。

今後、貴殿は通知人の会員資格を喪失することになりますので、通知人の社会的信用を毀損するような文書を関係各所に送付することは法的に許されませんので、今後はこのような行為を含む通知人の信用を毀損するような行為は厳に慎まれますよう、本書によりまして、改めて最後通告させていただきます。

仮に、貴殿が今後も同様の行為を繰り返される場合、通知人としては鹿児島地方裁判所に対して仮処分の申立等を実行することになりますので、予めお伝えさせていただきます。

取り急ぎ、要用のみにて失礼させていただきます。

草々

2024年2月13日

県テニス協会代理人
弁護士 坂元 直人 様

県テニス協会の健全化を考える県民の会
呼びかけ人（共同代表）
加来宗暁、宝蔵もと子、山口武文

県テニス協会の健全化について（要請）

貴職には、テニス協会の公正な活動補佐にご尽力されていることと拝察いたしております。

さて、元旦の能登半島の巨大地震に始まった2024年、県テニス協会の不祥事は未だ激震の中にあります。

2017年当時副理事長は、高校委員長が大会運営での生徒補助員の謝金・交通費での印鑑無断使用で偽装し、支払ったことにしていた事実を発見し、会長、理事長など協会執行部に指摘したにもかかわらず、テニス協会執行部はこれら不正事実を隠した上、持ち回り理事会に諮り、2023年3月に当時の副理事長を「除名」する強硬策に出ました。

これら不合理に対して行動してきた山下太吉さんに、貴殿は代理人の立場で2022年12月に「最後通告」文を送られました。協会での不正行為に蓋をして、卒業した未払い部員たちへの対応や各学校や保護者への説明を棚上げして、代理人としての法的手続とは言語道断と言わざるを得ません。

今や新聞報道されて、協会も不正を認めざるを得なかったことにかんがみると、「最後通告」「除名」も有効性が失せたこととなります。まさにテニス協会の社会的コンプライアンスからも反します。

私たち「県民の会」は過日発足して、会員や賛同者を増やす取り組みを始めました。その資料が別添のチラシです。

県民の公金が入っている以上、学校教育の延長上に活動しているテニス協会でもあることから、その責任と説明責任を認識していただくことが肝要です。第三者委員会の解明を待つまでもなく、代理人としての責務で、「最後通告」も「除名」も取り下げ、県民に公表いただくことを要請するものです。

以上、よろしく願いいたします。

連絡先 事務局 野呂正和 090-5939-7179
始良市東餅田 418-4